

少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○少年法等の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>少年法の一部を改正する法律</p> <p>〔削る〕</p> <p>少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四章 雑則（第六十一条）」を</p> <p style="padding-left: 40px;">「第四章 記事等の掲載 第五章 特定少年の特 第一節 保護事件の 第二節 刑事事件の</p> <p>の禁止等（第六十一条）</p> <p>例</p> <p>特例（第六十二条―第六十四条）</p> <p>特例（第六十五条）</p> <p>「 に改める。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>少年法等の一部を改正する法律</p> <p>（少年法の一部改正）</p> <p>第一条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>「第四章 記事等の掲 第五章 特定少年の 第一節 保護事件 第二節 刑事事件 第三節 記事等の</p> <p>載の禁止（第六十一条）</p> <p>特例</p> <p>の特例（第六十二条―第六十六条）に改める。</p> <p>の特例（第六十七条）</p> <p>掲載の禁止の特例（第六十八条）</p> <p>「 第二十七条の二第六項中「保護処分」を「第二十四条第一項の保護処分」に、「保護事件」を「同項の保護処分に係る事件の手續」に改める。</p>

第四章の章名を次のように改める。

第四章 記事等の掲載の禁止等

第六十一条の見出しを削り、同条中「提起された者」の下に「次項において「少年等」という。」を加え、「容ぼう」を「容貌」に改め、同条に次の一項を加える。

2| 少年等に係る事件に関する記事又は写真の新聞紙その他の出版物への掲載に当たつては、当該少年等がした行為により害を被つた者及びその家族又は遺族の名誉又は生活の平穩が害されることのないよう十分配慮されなければならない。

〔略〕

本則に次の一章を加える。

第五章 特定少年の特例

第一節 保護事件の特例

〔削る〕

(この法律の適用関係)

第六十四条 〔削る〕

〔略〕

第四章の章名を次のように改める。

第四章 記事等の掲載の禁止

第六十一条の見出しを削る。

〔新設〕

第六十二条を附則第一条とする。

本則に次の一章を加える。

第五章 特定少年の特例

第一節 保護事件の特例

(保護処分についての特例)

第六十四条 〔略〕

(この法律の適用関係)

第六十五条 第三条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、特定少年については、適用しない。

2| 第十二条、第二十六条第四項及び第二十六条の二の規定は、

〔削る〕

2| 特定少年である少年の保護事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第十七条の二 第一項ただし 書、第三十二 条ただし書及 び第三十五条 第一項ただし 書（第十七条 の三第一項に おいて読み替 えて準用する 場合を含む。）	選任者である保護者	第六十二条第一項の 特定少年
第二十三条第 二項	又は第二十条	、第六十二条又は第

特定少年である少年の保護事件（第二十六条の四第一項の規定による保護処分に係る事件を除く。）については、適用しない。
3| 第二十七条の二第五項の規定は、少年院に収容中の者について、前条第一項第二号又は第三号の保護処分を取り消した場合
には、適用しない。

4| 特定少年である少年の保護事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第十七条の二 第一項ただし 書、第三十二 条ただし書及 び第三十五条 第一項ただし 書（第十七条 の三第一項に おいて読み替 えて準用する 場合を含む。）	選任者である保護者	第六十二条第一項 の特定少年
第二十三条第 二項	又は第二十条	、第六十二条又は

一項

六十三條第二項

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

第二節 刑事事件の特例

第六十五條 第四十一條前段及び第四十三條第三項の規定は、特定少年の被疑事件（同項の規定については、第二十条第一項又は第六十二條第一項の決定があつたものに限る。）については、適用し

一項

第二十四條の二第一項

第二十五條第一項及び第二十七條の二第六項

第二十六條第一項及び第二項

第二十六條の三

第二十八條

第六十三條第二項

第六十四條第一項

第六十四條第一項

及び第六十四條第一項第三号

第六十四條第一項第三号

第二十五條又は第六十四條

（保護観察中の者に対する収容決定）

第六十六條 〔略〕

第二節 刑事事件の特例

第六十七條 第四十一條及び第四十三條第三項の規定は、特定少年の被疑事件（同項の規定については、第二十条第一項又は第六十二條第一項の決定があつたものに限る。）については、適用し

ない。

2 5 [略]

[削る]

6| 特定少年である少年の刑事事件に関する第四十五条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第六十二条第一項」とする。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

附則

(検察官への送致に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第六十二条及び第六十三条の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致について適用する。

しない。

2 5 [略]

6| 第六十条の規定は、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者については、適用しない。

7| 特定少年である少年の刑事事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

[表略]

第三節 記事等の掲載の禁止の特例

第六十八条 [略]

(更生保護法の一部改正)

第二条 [略]

(少年院法の一部改正)

第三条 [略]

附則

(検察官への送致に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第六十二条及び第六十三条の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致について適用する。

(司法警察員の送致に関する経過措置)

第三条 新少年法第六十五条第一項(少年法第四十一条前段に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用する。

(不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置)

第四条 新少年法第六十五条第四項(少年法第五十二条に係る部分に限る。以下この条において同じ。)及び第五項の規定は、この法律の施行前にした行為(一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合においては、これらの行為を含む。)に係る刑の適用、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、適用しない。ただし、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為のうちこの法律の施行後のものであるものに係る罪のみについて新少年法第六十五条第四項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が、こ

(司法警察員の送致に関する経過措置)

第三条 新少年法第六十七条第一項(少年法第四十一条に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用する。

(不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置)

第四条 新少年法第六十七条第四項(少年法第五十二条に係る部分に限る。以下この条において同じ。)及び第五項の規定は、この法律の施行前にした行為(一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合においては、これらの行為を含む。)に係る刑の適用、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、適用しない。ただし、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為のうちこの法律の施行後のものであるものに係る罪のみについて新少年法第六十七条第四項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が、こ

これらの行為に係る罪の全てについて同項の規定を適用しないこととした場合に言い渡すことができる刑より重い刑となるときは、刑の適用についてはその重い刑をもって言い渡すことができる刑とし、仮釈放をすることができるとの期間及び仮釈放期間の終了については同条第五項の規定を適用する。

(換刑処分の禁止に関する経過措置)

第五条 新少年法第六十五条第四項(少年法第五十四条に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為について科せられる罰金又は料料(次に掲げる罰金又は料料を除く。)に係る労役場留置の言渡しについて適用する。

一・二 [略]

[削る]

[削る]

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手續及び処分並び

これらの行為に係る罪の全てについて同項の規定を適用しないこととした場合に言い渡すことができる刑より重い刑となるときは、刑の適用についてはその重い刑をもって言い渡すことができる刑とし、仮釈放をすることができるとの期間及び仮釈放期間の終了については同条第五項の規定を適用する。

(換刑処分の禁止に関する経過措置)

第五条 新少年法第六十七条第四項(少年法第五十四条に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後にした行為について科せられる罰金又は料料(次に掲げる罰金又は料料を除く。)に係る労役場留置の言渡しについて適用する。

一・二 [略]

(人の資格に関する法令の適用に関する経過措置)

第六条 [略]

(記事等の掲載の禁止に関する経過措置)

第七条 [略]

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手續及

にその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔削る〕

〔削る〕

〔少年の保護事件に係る補償に関する法律の一部改正〕

第七条 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第二章」を削る。

〔削る〕

（国際受刑者移送法の一部改正）

第八条 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

第二十一条中「及び第六十一条」を、「第六十一条第一項及び

び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第九条 〔略〕

（売春防止法の一部改正）

第十条 〔略〕

〔少年の保護事件に係る補償に関する法律の一部改正〕

第十一条 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章」を削る。

第二条第一項中「第二章」を削り、同項第一号中「第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）若しくは第三号」を、「第七十二条第一項」の下に「若しくは第七十三条の二第一項」を加える。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第十二条 国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

第二十一条中「及び第六十一条」を、「第六十一条、第六十七

第六十五条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）に改める。

〔略〕

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕
（重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第十条 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文」に改める。

〔略〕

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 〔略〕

2 前条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一条の規定によりみなして適用される新少年法第六十八条本文の規定は、この法律の施行後に国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪を犯した者に係る少年法第六十一条の記事又は写真の掲載について適用し、この法律の施行前に同号の受入移送犯罪を犯した者に係る同条の記事又は写真の掲載については、なお従前の例による。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第十四条 〔略〕

（重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第十五条 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「成人（満二十歳以上の者をいう。次号において同じ。）」を「二十歳以上の者」に改め、同項第三号中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

〔少年院法の一部改正〕

第十一条 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項及び第九十三条第一項中「保護者」の下に「法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

〔少年鑑別所法の一部改正〕

第十二条 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

〔削る〕

〔削る〕

第三条第一項第二号中「成人（満二十歳以上の者をいう。次号において同じ。）」を「二十歳以上の者」に改め、同号ハ中「又は第二十四条第一項」を「、第二十四条第一項又は第六十四条第一項」に改め、同項第三号中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

〔新設〕

〔少年鑑別所法の一部改正〕

第十六条 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「保護処分（」の下に「少年法第六十六条第一項、」を加える。

第十八条第一項中「又は」を「、同法第六十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定、同法第六十六条第一項の決定若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は地方更生保護委員会から同法第七十三条の二第一項の決定の執行の囑託を受けたとき」を加える。

〔略〕

〔削る〕

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条 〔略〕

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 〔略〕

2 十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられてこの法律の施行前に当該刑の執行を受け終わり若しくは執行の免除を受けた者又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

〔削る〕

第七十四条第三項及び第八十一条第一項中「保護者」の下に「法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

第二百二十四条第二号中「若しくは第二十四条第一項」を、「第二十四条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一項」に改める。

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 〔略〕

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 〔略〕

2 附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

（法務省設置法の一部改正）

第十九条 〔略〕